

古川新市長にインタビュー

四国一の子育て支援を



プロフィール

平成14年、帝京大学卒業。平成19年、新居浜市議会議員(1期)。平成23年、愛媛県議会議員(4期・第107代愛媛県議会副議長)。令和6年11月18日第25代、新居浜市長に就任。

2024年11月に、市政の刷新を掲げ、初当選を果たした古川拓哉市長。人口減少、少子高齢化など様々な厳しい課題のある新居浜市。どの世代もとりこぼすことなく、「幸せが実感できるまちを目指す」と宣言した、古川市長の1期目の政策についてマイタウンがインタビューしました。

記者・竹葉(以下) づくりを目指します。KENPOS」の活用

記者 大学生を筆頭 記者 新しい「みらいの学校」づくりとは具

古川市長ですが、四国 体的に何でしょうか? 分析し健康づくりがで

一の子育て支援を目 市長 子どもたち一人 ます。また、ウォーキ

指されていますよね。 一人が個性を伸ばし、 ングや市のイベントへ

市長・古川拓哉(以 先進的で柔軟な考えを の参加に応じて、地域

下・市長 令和6年に 育むための教育環境 で使えるポイントを付

設置した「こども家庭 センター」をさらに拡 どの老朽化や空調設備な をしながら皆が集える

充し、児童相談所・発 どの導入は、これから 場を増やしていくほか、

達支援センター等の の大きな課題です。小 車がなくても便利に暮

サービスをワンストッ プで提供できる拠点づ くりを目指します。学

校給食や教育環境の充 実と支援、文化活動を として指定されていま

充実させます。また、 するので、安心・安全な 環境、児童生徒たちの

新生児の病気を事前に 発見し適切な治療を早 快適性を向上できるよ

期に行える「新生児ス クリーニング検査」の 向けを取り組みます。

5人の子育て経験活かす

中学校の体育館は、児 童生徒の学習・生活 公共交通網の拡充は不可 欠であると考えていま すので、予約制の乗り 合いタクシー「デマン ドタクシー」の充実 や、自動運転のバスの 導入なども検討し、買 入物や病院などに安心 して出かけられる環境 をつくっていきます。

健康アプリ「新居浜 3面に続く

来館者に記念スタンプ

防災に興味・関心を

新居浜市防災センター



▲来館者への記念スタンプ

新居浜市防災セン ター(一宮町1)は職 員自らが作った、来館 者に記念スタンプを設 置し人気です。スタン プのほか、家族で来館 した子どもには消防車 カードとオリジナル

様々な取り組みを行って います。 また同センターで は、地震や煙避難など の疑似体験ができる ほか、災害に関するロ ビー展も定期的に開 催。1月には「令和6 年能登半島地震から学 ぶ」のちを学ぶため に「を」を予定しています。

親子で歌って楽しもう

市民文化センター1/18 リズム遊びや合唱も

「ワークショップ親子で歌おう」が1月18日、市民文化センター(繁本町8)で開催されます。言葉遊びやリズム遊び、合唱、斉唱な

ど、親子で楽しく思い切り歌えるイベントです。講師には、新居浜文化協会会員、新居浜混声合唱団のメンバーを迎えます。対象は4歳から小学生とその保護者。時間は13時30分〜15時。受付は13時。定員は30人、参加費は200円。1月10日まで、氏名、学年、住所、電話番号を記入し、はがきまたはFAXで申込みください。〒792-0023新居浜市繁本町8の65市民文化センター本館2階

新居浜市よりお知らせ

制度改正に伴う(支給対象の拡充、子の数のカウント方法の変更など)

児童手当の手続きはお済みですか?



①手続きが必要な方

- 制度改正前(令和6年9月分まで)は児童手当を受給していなかった方のうち
- 末子が高校生年代(平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子)の方
- 所得制限により児童手当を受給していなかった方

制度改正前から児童手当を受給している(令和6年9月分の受給があった)方のうち

- 経済的負担をしている「平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子」がいて、その子と高校生年代以下の子を合わせると3人以上となる方
- 経済的負担とは、当該児童の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親等が負っている状況。
- お子様が就職していても、経済的負担をしていればカウント対象に含めることができます(×支給対象)。
- 公務員の方(職場から手当受給)は職場でお手続きの要否をご確認ください。
- 単身赴任など、生計主の方が新居浜市外にお住まいの場合、生計主の方がお住まいの市区町村の児童手当担当窓口へ手続きの要否をご確認ください。

②令和7年3月31日(月)までに(必着)必ず手続きを!

①に当てはまる方でまだ手続きを行っていない方は、**こども未来課までご連絡ください。** 状況をお伺いし、手続きに必要な書類を送付します。(窓口での申請も可能です)

* 制度改正分の児童手当については、**令和7年3月31日までに(こども未来課必着です)**手続きされた場合、令和6年10月分からの児童手当を遡って受給できます。

! 書類提出が令和7年4月1日以降になった場合、提出月の翌月分からの支給開始となってしまいますのでご注意ください。

* 市外に住民登録をしている高校生年代相当の児童を養育している方は、対象者を特定できないため、個別の案内を送付することができていません。書類を送付しますのでこども未来課までご連絡ください。

* 手続きが必要か判断に迷う方はお問い合わせいただくか、**市ホームページにフローチャートを掲載しています**ので参考にしてください。



新居浜市役所 こども未来課
市役所1階 ⑩番窓口

tel. 0897-65-1242
〒792-8585新居浜市一宮町一丁目5番1号

市HP



国HP

